

監査公表第 13 号（令和 6 年 4 月 5 日、県公報第 485 号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和 5 年 11 月 13 日 5 監総第 370 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 5 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

5 県土総第 1 8 7 1 号  
令和 6 年 3 月 1 5 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 様
同	世 利 洋 介 様
同	森 行 一 様
同	大 島 道 人 様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 5 年 11 月 13 日 5 監総第 370 号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり講じた措置について通知します。

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 荻田港務所	<p>船舶給水管布設替工事委託について、委託料（12節）で支出すべきところ、工事請負費（14節）で支出していた。</p>	<p>所属長は、今回の事例を周知するとともに、庶務課及び港営課の全職員に対し、財務会計事務の手引きを用いて支出に関する研修を行い、委託料（12節）と工事請負費（14節）について正しく理解させた。</p> <p>また、以下の取組を行うよう指導し、契約伺決裁時に確実に実施されているか、確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算要求時には、本庁港湾課に内容が正確に伝わるように業務内容及び科目理由を詳細に記載するとともに、出先・本庁相互の意思疎通を図ることにより、要求内容について共通認識を形成する。</li> <li>・予算令達時に、予算要求の科目と令達科目とで相違があった場合は、改めて港湾課に確認する。</li> <li>・業務委託発注時には会計事務チェックシートを添付し、支出科目に誤りがないか、担当者及び上司で確認を行う。</li> <li>・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul> <p>さらに、主管課は、年度当初実施している予算担当者向けの研修において、今回の事例を示し、外部に工事を委託することがあることを周知するとともに、予算の見積りに当たっては事業及び予算科目を丁寧にヒアリングするよう改めて指導する。</p>

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>道路除草工事について、設計変更に伴う交通誘導員の増加分を計上すべきところ、これをしなかったため、積算が過小となっていた。</p>	<p>所属長は、工務関係部署へ、正しい交通誘導員の積算方法及び今回の事例を周知するとともに、以下の取組を徹底するように指導し、工事設計書の決裁時に確実に実施されているか、確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事設計書チェックシートに交通誘導員を正しく計上しているか確認する項目を追加し、工事設計書に添付する。</li> <li>・担当者及び上司は、チェックシートにより、正しく計上されていることを確認する。</li> <li>・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>土砂置場管理等工事について、排水管として使用する資材単価を誤り、積算が過小となっていた。</p>	<p>所属長は、工務関係部署へ、システムに単価登録のない製品を使用する際の正しい積算方法及び今回の事例を周知するとともに、以下の取組を徹底するように指導し、工事設計書の決裁時に確実に実施されているか、確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者は、システムに単価を入力する際、設計図面に記載されている製品の単価であるか確認する。</li> <li>・工事設計書チェックシートに製品単価を確認する項目を追加し、工事設計書に添付する。</li> <li>・担当者及び上司は、チェックシートにより、製品単価が正しく入力されていることを確認する。</li> <li>・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	<p>道路拡幅工事について、設計変更に伴う交通誘導員の増加分及び仮設で使用した大型土のう袋等の産業廃棄物処理費用を計上すべきところ、これをしなかったため、積算が過小となっていた。</p>	<p>所属長は、工務関係部署へ、交通誘導員及び産業廃棄物処理費用の正しい積算方法及び今回の事例を周知するとともに、以下の取組を徹底するように指導し、工事設計書の決裁時に確実に実施されているか、確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者は、積算時に交通誘導員及び産業廃棄物処理費用を適切に計上する。</li> <li>・工事設計書チェックシートに、交通誘導員の項目を、また産業廃棄物処理の項目に大型土のうを追加し、工事設計書に添付する。</li> <li>・担当者及び上司は、チェックシートにより、正しく計上されていることを確認する。</li> <li>・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>